



# 金沢市公報

号外第26号

平成16年(2004年)7月5日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
監査公表	
監査公表(第20号)	(監査事務局) 1

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により金沢市長に関する措置請求の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成16年7月5日

金沢市監査委員	近	藤	義	昭
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹
金沢市監査委員	出	石	輝	夫

収監査第12-2号  
平成16年7月1日  
(2004年)

古 川 護 様

金沢市監査委員	近	藤	義	昭
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹
金沢市監査委員	出	石	輝	夫

### 住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成16年5月7日付け収監査第12号で収受した金沢市職員措置請求書について、監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により当該結果を通知します。

#### 第1 請求人

金沢市小坂町北47番地3 古川 護

#### 第2 請求の受理

平成16年5月7日付けで提出のあった本件措置請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成16年5月17日に受理した。

#### 第3 監査の実施

##### 1 請求の趣旨

請求人から提出された金沢市職員措置請求書(以下「請求書」という。)に記載されている事項及び陳述の内容等から、請求の趣旨を次のように解した。

金沢市長(以下「市長」という。)が、平成15年5月27日付けで在日本朝鮮人総連合会石川県本部(以下「朝

鮮総連県本部」という。)に通知した朝鮮会館(以下「会館」という。)に係る平成15年度固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の減免100パーセントの措置は、金沢市(以下「市」という。)が措置の根拠としている金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号。以下「条例」という。)第56条第1項第2号「公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)」に該当していない。

平成15年10月30日、市長に「朝鮮総連関連施設の固定資産税の減免状況を明らかにすることを求める要望書」を提出したが、市職員の答弁は、減免理由が曖昧で妥当性がなく、減免措置は間違いである。

平成16年2月25日、会館の公益性を調査したところ、会館は事実上朝鮮人以外には貸し出しておらず、公益性は全く認められなかった。

この調査をもとに、同月27日、市長に対し「固定資産税の減免中止を求める要望書」を提出したが、同年3月30日付けの市長の回答では、貸し出しの事実等の公益性の再調査はされず、全く私達の質問に答えていない。曖昧で実には不誠実である。「会館が在日朝鮮人及びその親族等が利用してきた。」と在日朝鮮人だけが利用してきたことをはっきりと市も認めているのに、何故減免100パーセントなのか。

市長は、当然行うべき固定資産税等の賦課を怠り、市に対し大きな損害を与えたので、再調査し、すみやかに平成15年度の会館に対する固定資産税等の減免を取り消し、正当に課税し、納税を勧告するよう請求する。

## 2 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容から、監査の対象事項を「固定資産税等の減免措置について」とした。

## 3 監査の実施

監査は、次のとおり実施した。

### (1) 書類監査

市長に対し、監査対象となる固定資産税等の減免措置に係る一切の書類の提出を求め、監査を行った。

### (2) 請求人の証拠の提出及び陳述

平成16年5月28日、請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

その際、「住民監査請求に係る証拠書類及び陳述書」が証拠として新たに提出され、請求内容のほか、「会館担当者から「会館は同胞の集まりのための施設なので、一般の人には貸すことはできない。」との発言があった。玄関の警報機作動中などの表示は出入者を管理するもので、治外法権的施設である。過去に東京都で外交機関に準ずるとして減免したことに各市がなった現状があり、施設がどのように使われているかわからないことが不安であり、調査してほしい。拉致は過去のことではなく、現在も続いているという認識をもって対処してほしい。」との陳述がされた。

### (3) 関係職員の陳述の聴取

平成16年5月28日、総務部長、資産税課長、資産税課職員2名から陳述の聴取を行った。

### (4) 関係人調査

平成16年6月11日、法第199条第8項の規定に基づき、会館において、朝鮮総連県本部代表2名から調査(現地調査含む。)を行った。

## 第4 監査の結果

### 1 主文

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求は、請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由等について述べる。

### 2 事実関係

#### (1) 固定資産税等の減免制度について

固定資産税等の減免について、地方税法(昭和25年法律第226号)、条例及び金沢市固定資産税および都市計画税減免取扱要綱(平成4年3月30日決裁。以下「要綱」という。)において、次のとおり定められている。

ア 地方税法第367条(固定資産税の減免)

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

イ 地方税法第702条の8（都市計画税の賦課徴収等）

- 1 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。
- 7 第1項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第367条、第368条第3項又は第369条第2項の規定によつて固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとする。

ウ 条例第56条（固定資産税の減免）

- 1 市長は次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。
  - (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
  - (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
  - (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由がある固定資産
- 2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前5日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号の規定に該当する固定資産を所有する者であつて当該年度の前年度に係る申請事項に異動がない場合は、この限りでない。
  - (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
  - (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
  - (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
  - (4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
  - (5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況
- 3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

エ 条例第121条（都市計画税の賦課徴収等）

都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合にあわせて賦課し、及び徴収する。ただし、市長が都市計画税を固定資産税とあわせて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合においては、この限りでない。

オ 要綱第2条（減免の趣旨）

減免は、真に担税力が薄弱な者および公益上の必要がある者に対して、その税額の一部または全部を軽減または免除するものとし、その決定に当っては、その担税力を個々の実情に応じて総合的に考慮して行うものとする。

カ 要綱第3条（減免の対象となる固定資産および減免割合）及び別表第1

減免の対象となる固定資産および減免割合は、別表第1に定めるところによる。

別表第1（第3条関係） 内容、対象となる固定資産及び減免割合

条例第56条第1項第2号

公益性に着目して減免するもので、教育文化の向上、福祉の増進等広範囲にわたり市民に貢献すると認められる固定資産。

- 1 町内会が所有し、かつ、公共的施設として直接その用途に使用する固定資産（集会場等） 減免割合10/10

- 5 金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）に定める公民館およびその附属施設で直接本来の用途に使用するもの 減免割合10/10

条例第56条第1項第4号

その他特別の事由がある場合に減免する。

2 その他市長が特に必要があると認めるもの 減免割合 市長が必要があると認める割合  
キ 要綱第5条(実態調査)

減免の申請があった場合は、申請書等に基づき実態調査を行い、申請事由および減免要件について事実確認をしなければならない。

(2) 固定資産税等の減免決定内容について

ア 減免の対象となる固定資産について

固定資産税課税台帳によると、会館は、所在地番 長田本町子22番2、土地は、地目 宅地、地積329.00㎡であり、家屋は、種類 事務所、構造 鉄筋コンクリート陸屋根4階、床面積計 558.33㎡である。

所有者(納税義務者)は、土地及び家屋とも、有限会社東海地所である。

家屋の内容は、1階 玄関、応接室、事務室(県本部、金沢支部、生活相談総合センター)、食堂、トイレ等、2階 文化資料室(図書室)、閲覧室、相談室、娯楽室、トイレ等、3階 会議室(集会室)、トイレ等、4階 機械室等となっている。

イ 固定資産税等の減免決定手続について

(ア) 平成14年度までの減免決定手続について

昭和55年10月2日に所有者及び朝鮮総連県本部から市長に対し、会館に係る固定資産税等の減免申請書の提出があり、昭和56年4月10日に市長は当時の条例第56条第1項第2号「公益減免」を根拠として所有者に対して昭和56年度の固定資産税等の減免決定を行い、平成3年度まで当該条項による減免措置が継続してきたものと推測される。

平成4年の条例改正により、同条第1項第2号「公益減免」に関する要綱規定が限定列举となったことから、市長は、新設された同条第1項第4号「特別の事由がある減免」及び要綱別表第1中「2 その他市長が特に必要があると認めるもの」を根拠として所有者に対して平成4年度の固定資産税等の減免決定を行い、平成14年度まで当該条項による減免措置が継続してきたものと推測される。

(イ) 平成15年5月27日付けの減免決定手続について

平成15年5月27日付け「平成15年度固定資産税等の「特別の事由のある減免」の決定について」の決裁伺において、条例第56条第1項第4号の規定により、土地について固定資産税等の減免決定が行われている。

なお、この減免決定には、減免申請書の提出及び実態調査の実施がなく、家屋についての表示がない。

(ウ) 平成15年度のその後の減免決定手続について

平成15年6月頃より全国的に朝鮮総連関連施設の固定資産税等の減免が注目されたことから、市で内容を点検したところ、家屋評価がされていないことが判明し、同年6月25日、市は、会館において利用状況の聞き取り調査及び評価額を算出する家屋調査を実施している。

同年7月30日付けで所有者から土地及び家屋に係る平成15年度固定資産税等減免申請書が市長に提出され、申請書には減免を受けようとする事由として「会館は県下同胞の生活相談総合センターとして、また同胞および日本の方の出合いと交流、コミュニケーションの場として使用されています。(会合、文化教室、新年会、成人式等行事)」と記載されている。

市長は、同年9月16日付け「固定資産税等に係る減免の決定について」の決裁伺で、土地及び家屋に係る平成15年度固定資産税等について条例第56条第1項第2号に基づく減免決定を行い、同年10月17日付けで平成15年度固定資産税変更通知書及び同年度固定資産税減免変更通知書を所有者に対し送付している。

市長は、同年10月24日付け「減免決定に係る条例等の適用条項の訂正について」の決裁伺で、同年9月16日付けの減免決定において適用条項に錯誤があり、適用条項を条例第56条第1項第2号から同項第4号へ訂正決定を行っている。当該条項の適用理由として「対象となる固定資産については、町内会の集会所又は公民館そのものではないが、「利用形態が町内会の集会所や公民館に準ずる施設であり、公益性を有している」と認められる固定資産である。減免割合は、上記の理由から、町内会の集会所又は公民館に通



用している10/10に準ずる。」と記載している。

### 3 判断

#### (1) 固定資産税等の減免決定手続について

請求人は、請求書において「平成15年5月27日付けで通知した平成15年度固定資産税等の減免100パーセントの措置」を監査対象とし、「減免の根拠としている条例第56条第1項第2号「公益のために直接専用する固定資産」の「市長において必要があると認めるもの」に該当しない。」としているが、前記事実のとおり、市の減免決定手続は、その後同年10月24日まで一連の手続が行われているので、それら減免決定手続全体を監査対象とした。

まず、平成15年5月27日付けの減免決定について、減免申請書の提出及び実態調査の実施がなく、家屋についての表示がないが、市は、「従前より申請書の提出を求めておらず、実態調査も実施してこなかった。」としているが、条例第56条第2項及び要綱第5条に基づき申請書の提出及び実態調査をそれぞれ義務づけている以上、それらがなく行っている行政行為は瑕疵ある行政行為と言わざるを得ず、家屋についても表示がない以上、減免決定されていないものといえる。

しかし、その後前記事実のとおり、条例第56条第2項に基づき申請書が提出され、要綱第5条に基づき実態調査が行われ、土地及び家屋について固定資産税等の賦課及び減免の決定がされていることから、上記の行政行為の瑕疵は実質的に是正され、治癒したものと認められる。

また、請求人は、再調査を請求するのに対し、市は、利用実態が異なれば別として年1回の実態調査でよいとしているが、実態調査の実施方法は市長の裁量に属するものと考えられ、要綱第5条に基づき実態調査が適正に実施され再調査を行う必要がないと判断した市長の裁量には特別の逸脱はないと認められる。

この結果、市長は所有者に対し最終的に平成15年10月24日付けで本件監査請求に係る平成15年度固定資産税等の減免決定を行ったものであり、減免内容として条例第56条第1項第4号「特別の事由がある固定資産」に基づき、また、対象となる固定資産及び減免割合として要綱別表第1「その他市長が特に必要があると認めるもの 減免割合 市長が必要であると認める割合」に基づき、減免したものと認められる。

#### (2) 固定資産税等の減免の根拠及び理由について

ア 条例第56条第1項各号において固定資産税を減免することができる固定資産を列挙しているのは、地方税法第367条の趣旨を条例において具体的に定めたものであり、このことはまた、条例に定める場合を除いて、固定資産税を減免できない趣旨であると解される。

このため、固定資産税等の減免については、条例第56条第1項各号のいずれかに該当しなければならず、同項第2号「公益のために直接専用する固定資産」に掲げる固定資産は限定されており、会館は直接的に減免要件に該当するといえず、市長が同項第4号「特別の事由がある固定資産」及び要綱別表第1「その他市長が特に必要があると認めるもの」を会館の減免要件として適用したことは妥当性があるものと認められる。

その上で、市長は、要綱別表第1「その他市長が特に必要があると認めるもの」の理由として、「利用形態が町内会の集会所や公民館に準ずる施設であり、公益性を有していると認められる固定資産である。」とすることについては、第4号「特別の事由がある減免」では個別の減免要件の明示がないことから、第2号の「公益減免」で列挙されている減免要件のうちから集会場等又は公民館を例示し、これらに準ずるような公益性のある用途に供されることが弾力的な概念として理解することができる固定資産を減免対象とするものと考えられる。

イ そこで、会館が、町内会の集会所や公民館に準ずる施設に該当し、公益性があるか否かについて、施設の内容及び性格等により検討する。

その前提として、用語の意義を整理すると、「町内会の集会所」とは、金沢市コミュニティセンター建設費補助金交付要綱（昭和54年告示第66号）第2条によると、「この要綱において「コミュニティセンター」とは、高齢者、障害者等の安全かつ快適な利用に配慮しながら、町会等が当該町会等の住民相互の連帯感を育成するための場として設置し、管理し、及び使用する集会施設をいう。」としており、「公民館」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条によると、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」としており、これら

の目的に準ずる公益性があるか否かである。

ウ 施設の内容について、会館の構成は、会議室（集会室）、事務室（県本部、金沢支部、生活相談総合センター）、文化資料室（図書室）、閲覧室、応接室、相談室等があり、集会施設としての機能が整っていること、会館の建設経緯は、当時、生活習慣等から在日朝鮮人（朝鮮総連県本部では、「朝鮮籍、韓国籍を含む。」としている。）の冠婚葬祭に日本の施設を使用させてもらえず、自由に活動し相談し日本人と友好親善を図る場として、石川県及び富山県の在日朝鮮人の一世から寄付を集め、昭和50年9月に建設したものとされること、所有者は、朝鮮総連県本部に権利能力がないため、施設の保全及び管理を事業目的として、在日朝鮮人の有志社員により昭和48年9月6日に設立した有限会社であり、所有者には関連以外の資産の保有もなく、営利活動もしていないとされること（会館には、営利事業などのため、他の団体等へ賃貸借している部分はない。）、会館の運営は、朝鮮総連県本部が所有者から会館の土地、建物の無償貸与を受けて運営主体となっており、職員は3名であり、運営費も、在日朝鮮人を中心に、日本人（日本国籍取得者を含む。）等の協力的会費及び賛助金で支弁しているとされること、会館の利用は、口頭で申し込み、職員が口頭で利用許可を承認しているとしており、開館日及び開館時間は定めていないが、以前から夜間でも日曜日でも希望があれば周囲に迷惑のかからない範囲で使用させているとし、受講料等の実費負担を除き、原則無料とされていること、を調査及び聴取した。

これらから考慮すると、会館は、規模及び内容において集会所又は公民館に準ずる集会施設機能を有し、住民が自主的に設置・運営し、運営費を町内会費や寄付金等で支弁し、原則無料利用している集会所との類似性を有するものと認められる。

エ 施設の性格について、運営規則の定めは特にないが、作成、配布されている会館の利用案内とパンフレットによると、利用目的については「在日同胞コミュニティ活性化、在日同胞の生活と福利向上、民族の伝統文化や民族教育、民族的アイデンティティと在日のルーツを尊重、南北朝鮮の国、在日朝鮮人との友好、協力、地域住民との親善、協力。」とし、活動について「生活、福祉相談（福祉、年金、医療、介護など）、文化活動、情報発信（朝鮮語教室、民族楽器、舞踊等、民族クラブへの練習場提供、通訳、翻訳など）」とし、そのほか「在日朝鮮人同胞の利用を中心として、日本国籍の取得者、ニューカマー同胞（新しく韓国から来た人）、留学生の利用も含み、朝鮮語の教室と民族楽器等への練習場提供、通訳、翻訳などでは日本人を含み、日本人の民族芸術団への協力、応援をする。」と記載されている。

利用実績は、減免申請書に添付された会館の利用資料によると、「同胞新春の集い、同胞青年成人祝賀会、講演会、文化教室、結成記念行事、サマースクール、納涼会、創建記念行事、青年・留学生忘年会、商工会、女性同盟等会合など」となっているが、活動内容等が具体的に明示されていない。以前は朝鮮総連県本部職員が簡単なノートで利用簿を記載していたものであり、市の指導により、平成15年6月以降、会館利用記録として記録することとしたものとされ、関係人調査の際提出されたこの会館利用記録によると、同年6月から平成16年5月までの1年間で50件の利用が記録されており、利用者は、在日朝鮮人のほか、少なからず日本人（日本国籍取得者を含む。）の利用も記録されている。

最近の利用状況は、結婚・教育・就職・旅行手続などの相談、朝鮮語・韓国語の講座・通訳、会議、催し物などが多いとし、南北を問わず活動協力しているとされるが、近年、他の施設利用などから、全体に減少しているとされる。また、同種の会館は、以前小松市にあったが、現在は金沢市だけであり、県内他市町村からも利用されるとしている。町内会については、近くに集会所があるため実際の利用はなく、町内会費や消防協力費は払っており、祭りに参加しているとされる。

これらから考慮すると、利用状況については必ずしも多いといえないが、利用目的及び利用内容を客観的に見れば施設の公開性は保たれており、集会所の「住民相互の連帯感を育成する。」又は公民館の「教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。」という目的に準ずる施設の性格を相応に有しているものと認められる。

オ この点について、請求人は「朝鮮人以外に貸し出しておらず、使いたい人がいつでも使える施設でなく、救う会の活動も拒否され、公益性はない。」と陳述するのに対し、関係人は「利用目的が文化交流や親善目的であれば、利用を認めており、利用目的に沿わなかったら貸せないと答えたもので、一度も日本人に貸さないと言ったことはない。むしろ利用案内等で利用を呼びかけている。救う会は、拉致問題解決のため、何も関係がないのに朝鮮総連に圧力をかけようとしており、その人に対してどうぞ利用してくださいと言えない意味である。」と陳述する。利用者には少なくとも日本人（日本国籍取得者を含む。）の利用が記録されて

おり、利用案内等からも一般の住民の利用を拒んでいる状況にはないと認められる。また、公益性を有する施設で一部住民の利用を拒むことは好ましいことではないが、意見等が対立する場合に施設管理面から利用を拒否する場合も一概に否定することはできず、一例をもって公益性がないと認めることはできないものとする。

カ ここで改めて、住民という視点から、固定資産税等の減免措置について考察する。

法第10条は、住民の意義及び権利義務について、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と規定している。すなわち、住民は、自然人、法人の双方を含み、本人の意思にかかわらず当然その住所のある市町村及び都道府県の住民となり、国籍の如何を問わないとされる。また、「地方公共団体の役務の提供」とは、秩序の維持、安全の確保等のための活動、公の施設等の設置運営、事業の経営、各種の公共的扶助、資金の貸付けその他の経済的支援、社会的支援、技術的支援等住民福祉の増進を目的として行われる住民に対する各般の利便、サービスの提供をすべて包含し、つまり、地方公共団体の処理する事務の全般を指すとされ、「ひとしく受ける」とは、住民ならば何人も同じ資格で区別なく平等に享受できるという意であり、「負担を分任する」とは、地方公共団体が各種の行政活動を行うに当たって要する経費について、住民が負担を分かち合うことであり、「負担」とは、地方税のみならず、分担金、使用料、手数料、受益者負担金等法令・条例等の定めるところによって地方公共団体が住民に課するすべての負担の意であるとされる。(新版逐条地方自治法第1次改訂版(松本英昭著 学陽書房)参照)

一方、外国人登録法(昭和27年法律第125号)は、「本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にする。」ことを目的としている。

また、在日朝鮮人は、広辞苑(岩波書店)によると、「第2次大戦前の日本の朝鮮支配の結果、日本に渡航したり、戦時中に労働力として強制連行され、戦後の南北朝鮮の分断、持帰り資産の制限などにより日本に残留せざるを得なくなったりした朝鮮人とその子孫。韓国籍をもつ者と朝鮮籍をもつ者とを併称する場合は、在日韓国・朝鮮人という。」とされる。

これらから考慮すると、会館利用者の大半を占める在日朝鮮人は、外国人であると同時に、日本人と同様、市町村及び都道府県の住民であり、納税義務者である所有者もまた住民として、税の負担を分任する義務を負うとともに、固定資産税等の減免措置という地方公共団体の役務の提供を区別なく平等に受ける権利を有するものというべきである。また、在日朝鮮人は、特別な歴史から本邦に生活の本拠を置くこととなった経緯を考えると、正当な理由がなく区別することは許されず、在日朝鮮人中心の会館利用であることをもって固定資産税等の減免措置の公益性を否定することはできないと考察する。

キ 以上、施設の内容、性格、利用実績などについて総合的に考慮した結果、会館は、近隣地域の住民を対象とするというより、市域内又は県域をも包含する比較的広範な地域内の住民を対象として、相互の連帯感を育成し、教養文化の向上、健康福祉の増進等に寄与する集会施設であると認められ、「利用形態が町内会の集会所や公民館に準ずる施設であり、公益性を有している。」とする市長の判断は是認できるものと認められる。

また、市長が「町内会の集会所や公民館に準じて10/10」とする減免割合については、要綱第2条「減免は、真に担税力が薄弱な者および公益上の必要がある者に対して、その税額の一部または全部を軽減または免除するものとし、その決定に当たっては、その担税力を個々の実情に応じて総合的に考慮して行うものとする。」という規定に基づき、会館は基本的に集会所又は公民館と同様自主的な住民負担により運営されており、同じ程度に薄弱な担税力を考慮して、税額の全部を免除することに決定していることについても、妥当性があるものと認められる。

(3) 請求人のその他の陳述について

請求人は「玄関の警報機作動中などの表示は、出入者を管理するもので、治外法権的施設である。」と陳述するが、関係人は「万景峰号入港時の警備や、近年他県で朝鮮会館への放火事件等があったことから、警察の指導を受け、安全対策のためにブザー式の警報機を設置し、張り紙をしたものである。」と陳述する。

また、請求人は「過去に東京都で外交機関に準ずるとして減免したことに各市がならった現状があり、施設がどのように使われているかわからないことが不安であり、調査してほしい。拉致は過去のことではなく、現在



も続いているという認識をもって対処してほしい。」と陳述する。

しかし、市長の固定資産税等の減免決定は、「外交機関に準ずる施設」を根拠及び理由として減免しておらず、その他についても、拉致問題が未だ解決していないことは誠に残念でならず、心から早期、全面的な解決を願うものであるが、請求人から陳述のあった内容をもって、固定資産税等の減免措置の公益性を明確に否定する証拠として認めることはできないものとする。

#### (4) 市長の裁量権行使について

ア 市長がどのようなものに公益性があるものと認めるか、また、そのもののうちいずれにつき減免措置を施す必要があるものと認めるかについては、判例によれば、「固定資産税の減免という手段によって達成しようとする行政目的のもとにおいて行使される市長の合理的な裁量に委ねられていると解すべきであり、本件減免措置は、この市長の裁量権の行使に権限の逸脱又は権限の濫用があったと認められる場合に限り、違法となるものというべきである。」(浦和地裁平成13年3月26日判決・平成10年(行ウ)第21号)とされている。

イ 地方税法第367条において「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情があるものに限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と規定している趣旨からして、法律で減免要件を一律に定めることなく、市町村が当該市町村議会の議決を経て制定する条例において減免要件を明確に定め、公表、公開されたその減免要件に従って市町村長が固定資産税等の減免の是非を個別、具体的に判断すべきものと解される。

このことについて、市長は、条例及び要綱に定める減免要件に基づき、「利用形態が町内会の集会所又は公民館に準ずる施設であり、公益性を有していると認められる固定資産」という減免基準を示して、個別、具体的に判断していることには、行政行為としての適法性及び合理性があると考えられる。

ウ また、市長は、昭和56年度から平成14年度まで22年間継続して、公益性があると判断して固定資産税等の減免決定を行ってきており、また、平成15年度において会館の使用目的等に特別の変更はないとして、引き続き固定資産税等の減免決定を行ったことには、行政行為としての公共性及び継続性があると考えられる。

エ また、市長が平成15年度において固定資産税等を減免決定している公民館は9施設あり、町内会の集会場等は217施設あり、小学校区に近い地域を対象として設置される公民館から身近な町内会地域を対象として設置される集会場等まで、施設の態様は多様であり、利用する住民の対象者数も、千人単位以上から約百人単位まで大きな幅があるといえる。ちなみに、会館は、少なくとも全市的な住民を利用対象とするとしているが、外国人登録人員でみると、本市に在住する在日朝鮮人は、平成16年3月現在、朝鮮籍199人、韓国籍979人、合わせて1,178人となっていることから、市長が、固定資産税等の減免決定に当たり、数多くの公民館又は集会所との均衡を図ることには、行政行為としての公平性と住民福祉という目的性があると考えられる。

オ これらを総合的に考慮すると、市長は、地方税法、条例及び要綱の規定に基づき、会館の利用形態が町内会の集会所や公民館に準ずるとして固定資産税等の減免措置の公益性、必要性を判断し、住民福祉の増進に資するという行政目的を達成しようとする市長の裁量には公平かつ合理的な判断があるといえ、市長の裁量権の行使に権限の逸脱又は権限の濫用があると認めることはできないものである。

以上のとおり、市長に違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実があると認めることはできず、従って、請求人から市長に関する措置請求には、理由がないものと判断する。

(別紙)

#### 金沢市職員措置請求書

山出保金沢市長に関する措置請求

#### 1 請求の要旨

山出保金沢市長が平成15年5月27日付けで、朝鮮総連石川県本部「朝鮮会館」(金沢市長田本手22-2)に通知した平成15年度固定資産税及び都市計画税の減免100パーセントの措置について、市がその措置の根拠としている



金沢市税賦課徴収条例第56条第1項第2号「公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く）」は市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる」（資料1）には全く該当していません。

私たちは平成15年10月30日山出保金沢市長に「在日朝鮮人総連合会関連施設の固定資産税の減免状況を明らかにすることを求める要望書」（資料2-1）を提出しました。結果は（資料2-2）のごとく減免理由が曖昧で妥当性がなく、減免措置は間違いです。22年間も未徴収とは驚きの一言です。

平成16年2月25日、朝鮮総連石川県本部「朝鮮会館」、朝鮮総連金沢支部「犀川分会会館」、朝鮮総連金沢支部「大豆田分会会館」3施設の公益性を調査したところ、朝鮮総連金沢支部「犀川分会会館」、朝鮮総連金沢支部「大豆田分会会館」の2施設は地元町内会が集会施設として利用していることが確認でき、公益性があることを認めることができました。

しかし朝鮮総連石川県本部「朝鮮会館」については事実上朝鮮人以外には貸し出しておらず、公益性は全く認められませんでした。

この調査をもとに平成16年2月27日山出保金沢市長に対し、固定資産税の減免中止を求める要望書（資料3-1）を提出しました。この時の市側の返答は、（資料3-2）をご覧ください。

これに伴い平成16年3月30日付けで要望書に対する回答（資料4）、を頂きました。その内容は、私達が求めた貸し出しの事実があったかどうか等の公益性の再調査はなされなかったのみならず、全く私達の質問に答えていません。曖昧で実に不誠実です。「朝鮮会館」が、在日朝鮮人及びその親族等が利用してきた。」と在日朝鮮人だけが利用してきたことを、はっきりと市も認めています。なのに何故減免100パーセントなのでしょう。山出保金沢市長は当然行うべき賦課を怠り、金沢市に対し大きな損害を与えました。

ここに再調査をして、すみやかに平成15年度の朝鮮総連石川県本部「朝鮮会館」に対する固定資産税及び都市計画税の減免を取り消し、正當に課税し、納税を勧告するよう請求いたします。

## 2 請求者

金沢市小坂町北47-3

会社員

古川 護

北朝鮮に拉致された日本人を

救出する石川県民の会副会長

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成16年5月7日

金沢市監査委員様

(別紙事実証明書)

資料1 金沢市税賦課徴収条例

資料2-1 平成15年10月30日付 減免状況を明らかにすることを求める要望書

資料2-2 平成15年10月30日 要望書に対する平田総務部長の答弁

資料3-1 平成16年2月27日付 固定資産税の減免中止を求める要望書

資料3-2 平成16年2月27日 要望書に対する平田総務部長の答弁

資料4 平成16年3月30日付 資料3-2の市側の回答文

添付資料 北國新聞掲載記事のインターネット版

平成16年(2004年)7月5日 印刷  
平成16年(2004年)7月5日 発行

定価 100円

発行人  
発行所  
印刷者  
印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地  
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
前 川 稔  
(株) 共 栄